

**長岡市社会福祉協議会 訪問介護とちお
障害福祉サービス（居宅介護）契約書別紙兼重要事項説明書**

※当事業所は、新潟県の指定を受けております。
（ 新潟県指定 第1510200403号 ）

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒940-0071 長岡市表町2丁目2番地21
代表者（職名・氏名）	会 長 野 口 正 博
設立年月日	昭和26年9月1日
電話番号	0258-32-1442

2. 事業所の概要

事業所の名称	長岡市社会福祉協議会 訪問介護とちお
サービスの種類	居宅介護
事業所番号	1510200403
指定年月日	平成26年 8月 1日
事業所の所在地	〒940-0116 長岡市上樫出3034番地
電話番号	0258-53-6255
管理者の氏名	皆川 美華
通常の事業の実施地域	長岡市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施します。

4. 営業日時

営業日	毎 日
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、利用者の希望に応じて、上記営業時間に関わらずサービスを提供します。

5. 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数			
介護福祉士	常勤	8人、	非常勤	2人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤	1人、	非常勤	8人

6. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類			サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成			利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し・必要に応じて見直しを行います。
居 宅 介 護	身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
		排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
		入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭、洗髪などを行います。
		その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
	家 事 援 助	調理	利用者の食事の用意を行います。
		洗濯・掃除	利用者の衣類等の洗濯、居室の掃除や整理整頓を行います。
		その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
	通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います
	その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

（2）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑤利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（3）提供するサービスの料金と利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、1月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

詳しくは、お住いの市町村にお尋ねください。

◆ 利用料金の目安は、次表のとおりです。

①居宅介護【基本部分】

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護 (身体介護を伴う通院等介助)	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	912円に30分増すごとに83円加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円に15分増す350円加算	311円に15分増す35円加算
通院等介助 (身体介護を伴わない)	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円に30分増す690円加算	345円に30分増す69円加算

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもと訪問介護員2人を同時派遣します。その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
利用者負担上限額 管理加算	利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合(1月につき)	1,500円	150円
福祉専門職員等連 携加算	サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合(初回サービス提供日から90日の間、3回を限度)	5,640円	564円
緊急時対応加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特別地域加算	長岡・栃尾・越路・小国・山古志・川口地域、三島・和島地域の一部にお住まいの方に訪問した場合(豪雪地帯対策特別措置法の規定による特別豪雪地帯に該当しているため)	上記基本部分の15%	
福祉・介護職員 処遇改善加算Ⅲ	当事業所では当該加算の算定要件を満たしています。	上記基本部分と 各種加算の合計の34.7%	

(4) その他の費用について

サービス提供に当たり必要となる訪問介護員の公共交通機関等の交通費、入場料、利用料等の実費は、利用者が支払うものとします。

7. 利用料の請求および支払い方法について

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、指定口座(えちご中越農業協同組合又は長岡信用金庫に限る)より引き落としさせていただきます。 引き落としに要する手数料は、事業者が負担します。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までに、事業者が指定する口座に振り込みをしていただきます。振り込みに要する手数料は、利用者負担とさせていただきます。

8. 個人情報の利用

当事業所は、利用者の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

- (1) 介護・福祉サービスのために
 - ①当事業所での障害福祉サービスの提供
 - ②他の介護・福祉サービス施設等との連携、照会への回答
- (2) 障害福祉サービス費用等の請求のために
 - ①障害福祉サービス費審査支払い機関への給付費請求書の提出
 - ②障害福祉サービス費審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- (3) 事業所管理運営業務のために
 - ①利用者の受け入れ等の管理
 - ②事故等の報告
 - ③損害賠償保険などに係る保険会社等への届出等
 - ④障害福祉サービスや業務の維持・改善のための資料
 - ⑤事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ⑥外部監査機関・評価機関等他の事業者等への情報提供
- (4) 上記各号に関わらず、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合は利用できるものとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の障害者生活支援センター等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止のための研修の実施
- (4) 成年後見制度利用の支援
- (5) 虐待防止に関する責任者及び担当者の設置
- (6) 虐待が発生した場合の市町村への速やかな通報及び市町村等が行う虐待等に対する調査等への協力

12. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情やサービス利用等に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口	受付日時	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電話番号	0258-53-6255
	担当者	管理者 皆川 美華 サービス提供責任者
	面接場所	当事務所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市 福祉課	電話番号 0258-39-2218
	新潟県社会福祉協議会 (新潟県福祉サービス運営適正化委員会)	電話番号 025-281-5609

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の第三者委員にも申し立てることができます。

第三者委員	伊 部 登	電話番号 0258-37-0089
	加 藤 徹	電話番号 0258-75-2263

14. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
当該結果の開示状況	なし

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替で訪問をします。
- (4) 訪問介護員の稼働状況や積雪及び災害等の状況により、ご希望の日時や予定されていた日にサービスの提供ができない場合があります。その場合は他の利用日時を提示するなど協議させていただきます。
- (5) サービス提供の際、利用者及び利用者の家族等を起因とした行為により、訪問介護員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただくことがあります。
- (6) 職員に対して不当な要求、暴力、いやがらせ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等事業者が不当と認める行為は禁止します。

職員に対して、本人の許可なく写真、動画の撮影をし、音声を録音し、これらをインターネットをはじめ公表する行為は禁止します。